最終更新日：2019年6月27日

株式会社ワコールホールディングス
代表取締役社長 安原弘展
問合せ先：075-682-1010
証券コード：3591
http://www.wacoalholdings.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

(1) ワコールグループの経営理念
「相互信頼」
私たちの事業活動は、一人ひとりのお客様の声に耳を傾け、謙虚に自らを変革し、人と人とが「互いに信頼し合う関係」を積み重ねることで成り立っています。こうした「相互信頼」の考え方こそがワコールの原点であり、創業以来の経営理念でもあります。

(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方
当社グループでは、「株主」「顧客」「従業員」「取引先」「地域社会」など、すべてのステークホルダーと「相互信頼」の関係を築くため、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

＜原則1－4＞
1.当社の中長期的な企業価値向上の観点から、取引関係の維持・強化、事業展開における協力・取引関係の構築・維持・強化、安定的な金融取引の維持等を目的に政策保有株式を保有する場合があります。
2.政策保有株式については、中長期的な観点から保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、定期的に取締役会に報告しています。取締役会においては、検証結果を基に当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを見極め、保有の継続、処分の判断を行っています。保有の意義の薄れた株式については、相手先企業の状況も勘案したうえで、順次処分・縮減を進めています。
3.政策保有株式の議決権行使については、投資先企業の経営方針を十分に尊重したうえで、当該企業及び当社の企業価値向上に資するものかどうかを総合的に精査し、議案への賛否を判断しています。また、一定期間連続して業績が赤字になること、組織の改編などにより株主価値が大きく毀損される事態や社会的不祥事等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には、内容を特に厳しく精査して対応します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1－7＞
関連当事者間取引についてガイドラインを定め、関連当事者については、定期的な調査を実施しています。関連当事者間取引について、重要な取引または定型的でない取引については、取締役会による承認を得ています。

＜原則2－6＞
当社は、確定給付年金制度の適正な運営を図るべく、経理・財務・人事の各部門の人員から構成される年金委員会を設置し、資産運用方針や政策的資産構成割合を検討しています。実際の運用については、運用機関に委託しており、スチュワードシップ活動も含めた運用状況については、四半期毎に運用報告会においてモニタリングを行っています。更に、運用コンサルタントを起用して専門能力・知見を補完し、適切な運用を図るとともに、企業年金の運用に携わる人材の専門性を高めています。

＜原則3－1＞
(1)経営理念や経営計画他
本報告書「基本的な考え方」及び当社ホームページ（https://www.wacoalholdings.jp/ir/governance/index.html）をご参照下さい。
(2)コーポレートガバナンスの基本的考え方と基本方針
本報告書「基本的な考え方」及び別途定めるコーポレートガバナンスガイドライン（https://www.wacoalholdings.jp/ir/governance/guideline.html）をご参照ください。
(3)経営陣幹部、取締役の報酬に関する方針と手続き
・業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとしています。
・取締役等の報酬制度は、独立社外取締役が委員長を務める役員報酬諮問委員会で設計しています。
・本制度における取締役報酬は、固定報酬である「基本報酬」と各事業年度の業績に連動する「業績賞与」及び中長期インセンティブである「株式報酬型ストックオプション」により構成されております。業務執行から独立した立場である独立社外取締役及び監査役は、固定報酬である「基本報酬」のみとしています。
・報酬の水準については、同業種または同規模の他企業と比較して、当社の業績や規模に見合った水準としています。
(4)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
取締役、監査役の選解任基準として、別途「役員の選任基準」を制定しています。取締役候補者は「役員指名諮問委員会」の公正で厳格な審議に基づいて、取締役会で決定されます。監査役候補者は監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定されます。その後、それぞれの候補者を株主総会の議案として提出します。

＜補充原則4－1－1＞
1.取締役会では法律や定款で定められた事項の他、中長期的な経営戦略や社会的課題の検討を行っています。
2.具体的な審議事項は「取締役会規則」に定めています。

3.取締役会で定めた中長期的な経営戦略のもと、グループ経営戦略の策定や重要な経営課題の検討は「グループ経営会議」で行います。また「グループ戦略会議」「四半期業績確認会」では、課題の共有や四半期実績の進捗を確認しています。これらの体制を整えることで、取締役会の監督機能の実効性と執行の迅速化を図ります。

＜原則４－９＞
「社外役員の独立性基準」を定めています。内容は本報告書「独立役員関係」をご参照ください。

＜補充原則４－１１－１＞
1.「役員の選任基準」において、取締役に必要な資質や取締役会の目指す多様性について定めています。内容は本報告書「独立役員関係」を参照下さい。
2.当社は定款で取締役の員数を8名以内と定めています。

＜補充原則４－１１－２＞
1.別途定めるコーポレートガバナンスガイドライン（https://www.wacoalholdings.jp/ir/governance/guideline.html）において、取締役及び監査役の責務を定めています。
2.「役員の選任基準」において、社外取締役、社外監査役の他の上場会社の役員への兼任は、4社未満と定めています。
3.社内取締役、社内監査役においては、他の上場会社の役員を兼任している者はありません。

＜補充原則４－１１－３＞
独立社外役員会議でヒアリングを実施し、内容をとりまとめたうえで取締役会に報告しました。主な内容は以下の通りです。
1.昨年度の実効性評価での指摘事項への取り組み状況
・（指摘事項）
グループ経営会議上程案件など、取締役会の審議事項ではないが重要な案件についても独立社外役員に対して情報提供して欲しいとの意見がありました。取締役会資料の事前配布に合わせて、情報提供できる運用を開始します。
・（取り組み状況）
取締役会資料の事前配布に合わせて、グループ経営会議・㈱ワコール取締役会資料の提供を実施
2.本年度の実効性評価での指摘事項と取り組み計画
執行に委ねる範囲の拡大、継続的に経過確認が必要な議題の報告機会を増やす等を目的に取締役会規則・議題設定を見直し、またあわせて会議資料のペーパーレス化の検討をして欲しいとの意見がありました。
取締役会規則付議事項および議題設定の見直しに加え、会議資料のペーパーレス化の検討を進めます。
次回は2019年9月開催（予定）の独立社外役員会議でヒアリングし、その後の取締役会で議論する予定です。

＜補充原則４－１４－２＞
取締役および監査役に対して、それぞれの役割を果たすうえで必要になるトレーニングの機会を提供しています。社内取締役・社内監査役に対しては、経営者や監査役としての素養、会社法やコーポレートガバナンス等に関する知識、法令の順守、経営に関する有用な情報等の提供をしています。社外取締役・社外監査役に対しては、当社グループの経営戦略や事業概要とその状況、当業界や当社グループを取り巻く環境等への理解を深めるために、就任時にこれらの説明を行うとともに、その後も適宜情報提供を行っています。

＜原則５－１＞
1.当社は、「株主等との建設的な対話に関する基本方針」を定め、公表しています（https://www.wacoalholdings.jp/ir/governance/guideline.html）
株主等との面談は、ＩＲ担当部門及び同部門に指名された当社グループの役員並びに社員が担い、管理担当取締役がこれを統括しています。取締役との面談の申込みは、対話の主題や面談を希望する方の属性等を考慮して対応を検討します。当社は、国内外の株主・投資家に対し、当社の経営や財務の状況を適時・適切かつ公平に開示するとともに、市場環境や当社固有の強みについて積極的に発信し、当社の立場や考え方に対する理解を深めていただくよう努めています。
2.ＩＲ担当部門は、株主の保有状況を定期的に把握したうえで、社内関連部門と連携して情報収集を行う一方、半期ごとに株主等との面談の概況や、経営に対して得られた示唆を経営陣等にフィードバックします。個別面談以外の取組みとして、決算期末及び第２四半期末に、機関投資家・アナリスト向け説明会を開催し、業績や事業の状況、経営戦略の概要や進捗について社長及び取締役が報告するほか、株主等の関心が高いテーマや個別事業についての説明会、当社施設の見学会をそれぞれ年間数回開催しています。個人投資家に向けては、証券会社主催の説明会に参加し、主に当社の強みと事業内容について説明します。また、当社の中長期的な企業価値創造についての対話を促進するツールとして、2012年度から「統合レポート」を制作しています。
3.なお、株主等との対話におけるインサイダー情報の管理については、社内規程、研修、秘密保持誓約等によって対象となる情報の保護を徹底するとともに、当社が定めた「情報開示についての基本方針」（https://www.wacoalholdings.jp/ir/governance/guideline.html）に則って情報開示の時期や方法を決定することで、公平・公正な情報開示を担保します。

２．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,195,014	4.90
明治安田生命保険相互会社	3,050,000	4.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,870,200	4.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,851,900	4.38
株式会社京都銀行	2,352,530	3.61
日本生命保険相互会社	1,836,261	2.82
株式会社滋賀銀行	1,823,422	2.80
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	1,525,000	2.34

第一生命保険株式会社	1,366,062	2.10
旭化成株式会社	1,241,207	1.90

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2018年4月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループが2018年4月9日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。
なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数	割合
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3，295千株	4．60％
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	3，167千株	4．42％
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社	187千株	0．26％
合計	6，649千株	9．28％

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
黛 まどか	その他											
齋藤 茂	他の会社の出身者											
岩井 恒彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

黛 まどか	○	北里大学客員教授 昭和女子大学人間文化学部日本語日本文学科客員教授 京都橘大学文学部日本語日本文学科客員教授 公益財団法人東日本鉄道文化財団評議員	俳人として国内外の文化芸術分野において広く活躍されております。2014年4月より当社顧問として、社会的課題解決の見地からの助言、並びに当社及び株式会社ワコールの従業員教育を委嘱しておりました。その見識と経験をもって当社の多様性尊重の経営に貢献していただくことが期待できることから、当社の社外取締役として適しております。 なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
齋藤 茂	○	株式会社トーセ代表取締役会長兼CEO 株式会社SCREENホールディングス社外取締役	他社において代表取締役会長を現任されており、長年の経営者として豊富な経験と、見識を有する同氏は、経営の監督機能をより高めることを目指す当社の社外取締役として適しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
岩井 恒彦	○	株式会社資生堂シニアアドバイザー	経営者として豊富な知見や経験に加え、研究、生産、技術分野に関する専門知識を有する同氏は、経営の監督機能をより高めることを目指す当社の社外取締役として適しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	役員指名諮問委員会	6	0	3	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は2018年12月26日の取締役会において、以下の体制に変更することを決議しました。
取締役に対する指名・昇格・報酬については、独立社外取締役の岩井恒彦氏を委員長とし、社外取締役が半数を占めるメンバーで構成する「役員指名諮問委員会」及び「役員報酬諮問委員会」を設置して検討し、決議事項を取締役会に答申しております。前者は1月の取締役会開催日の開催を原則とし、後者は4月、7月、2月の取締役会開催日の開催を原則とし、各委員会は委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議とすることで、透明性と公平性の高い運営を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と内部監査部門（監査室）は、毎月1回の頻度で定期的な報告確認会を実施しています。主な内容は、監査役の出席している主な会議内容の報告、監査室の活動報告等です。監査に必要な文書等の情報は共有できる体制を整えており、監査調書についても相互に交換・確認を行うなど、両者が連携して、より効率的・効果的な監査を実施できる運営を行っております。2019年6月27日現在の内部監査部門（監査室）の人員数は7名です。
また、監査役と会計監査人は、年6回の頻度で定期的な打ち合わせを催しております。打ち合わせの内容は、監査計画及び監査状況の報告と確認、経営に関する意見交換等であります。このほか、必要に応じ、随時会合を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
白井 弘	公認会計士								△					
浜本 光浩	弁護士													
島田 稔	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白井 弘	○	公認会計士・白井公認会計士事務所所長 株式会社アルテコ社外監査役 公立大学法人大阪監事	公認会計士としての米国会計基準を含む会計・財務の専門的な知識・経験等が、当社の社外監査役として適しております。 なお、同監査役は、2007年8月から2011年9月まで、当社の監査法人である有限責任監査法人トーマツに所属されておりましたが、その間当社の監査業務に関与したことはなく、同監査法人を退所後すでに7年8カ月が経過しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
浜本 光浩	○	浜本綜合法律事務所代表弁護士 東亜バルブエンジニアリング株式会社社外取締役 大阪兵庫生コンクリート工業組合員外監事	弁護士としての法律的な知識、専門とするビジネス法務分野全般の案件で蓄積した経験が、当社の社外監査役として適しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

島田 稔	○	綜通株式会社取締役会長 株式会社フルタイムシステム特別顧問	金融業界での経験が長く、異業種で培った幅広い経験と知識が、当社の社外監査役として適しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

＜社外役員の独立性に関する考え方＞
当社では2015年4月30日開催の取締役会にて、新たに「役員の選任基準」ならびに「社外役員の独立性基準」を明文化し、「役員の選任基準」は、2019年6月27日開催の取締役会にて、一部改訂を行いました。

＜役員の選任基準＞
株式会社ワコールホールディングス（以下「当社」といいます）は取締役および監査役（以下「役員」と総称します）を選任するにあたっては、以下に定める選解任基準に従います。取締役候補者は役員指名諮問委員会の構成で厳格な審査に基づいて、取締役会で決定されます。監査役候補者は監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定されます。その後、それぞれの候補者を株主総会の議案として提出します。
・選任基準
1.人格、見識にすぐれ、心身ともに健康であること。
2.遵法精神に富んでいること。
3.事業運営、会社経営、法曹、行政、会計、教育、文化芸術のいずれかの分野で豊富な経験を有すること。また再任時には、さらに任期中の経営実績やグループ経営への貢献度を考慮されること。
4.取締役のうち1/3以上は社外取締役とし、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称します）については、当社が別途定める「社外役員の独立性基準」に抵触しないこと。
5.社外役員については、現に4社以上の上場会社の役員に任ぜられていないこと。
6.当該候補者が選任されることで、取締役会および監査役会それぞれが、知識・経験・専門能力のバランスがとれ、ジェンダーや国際性などの 多様性が確保されること。
・解任基準
1.公序良俗に反する行為を行った場合。
2.職務懈怠等により、その機能を十分に発揮していないと認められる場合。

＜社外役員の独立性基準＞
株式会社ワコールホールディングス（以下「当社」といいます）は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称します）は当社の一般株主と利益相反関係を生じないよう、十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。かかる観点から当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を社外役員候補者として選定することとします。
1.当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）に過去に一度でも業務執行者（注1）として所属したことがある者
2.当社の株式を自己または他者の名義をもって議決権ベースで5％以上保有する大株主。当該大株主が法人、組合等の団体（以下「法人等」という）である場合は当該法人等に所属する業務執行者
3.次のいずれかに該当する者
（1）当社グループの主要な取引先、または当社グループを主要な取引先とする者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者（注2）
（2）当社グループの主要な借入先。当該借入先が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者（注3）
（3）当社の主幹事証券会社に所属する業務執行者
（4）当社グループが議決権ベースで5％以上の株式を保有する法人等に所属する業務執行者
4.当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5.当社グループから多額（注4）の金銭その他財産を得ている弁護士、会計士、税理士、弁理士、コンサルタント等の専門家。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属するこれら専門家
6.当社グループから多額の寄付を受けている者（注5）。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
7.社外役員の相互就任関係となる他の会社に所属する業務執行者
8.上記1から7までのいずれかに該当する者（重要な者に限る）の配偶者または2親等以内の親族（注6）
9.最近3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10.その他当社の一般株主と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められる者
なお、上記2から9までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が社外役員としてふさわしいと判断する場合は、判断する理由を示したうえで例外的に社外役員候補者とする場合があります。

以 上

注1　業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる使用人をいう。
注2　主要な取引先とは、当社グループまたは相手方から見た販売先、仕入先であって、その最近3年間における年間取引額の平均が、当社グループまたは相手方の連結売上高の2％を超えるものをいう。
注3　主要な借入先とは、当社グループが借入れを行なっている金融機関または個人であって、最近3年間における事業年度末における借入金残高の平均が、当社または当該借入先の連結総資産の2％を超えるものをいう。
注4　多額とは、当該専門家が、個人として当社グループに役務提供する場合か、当該専門家が所属する団体がこれをする場合かを問わず、役務の対価が最近3年間の平均で年間1千万円を超えることをいう。
注5　多額とは、寄附金額が最近3年間の平均で年間1千万円を超えることをいう。
注6　重要な者とは、(i)監査法人または会計事務所に所属する公認会計士の場合、社員またはこれと同等の者、法律事務所に所属する弁護士の場合、パートナーまたはこれと同等の者、その他法人等に所属する専門家の場合、これらと同等の者、また、(ii)法人等の業務執行者である場合には、業務執行取締役、執行役、執行役員、部長格以上の上級管理職にある使用人、および評議員、理事、監事等の役職者、ならびにこれらと同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

各事業年度の業績に連動する「業績賞与」及び中長期インセンティブである「株式報酬型ストックオプション」により構成されています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社では株式会社ワコールホールディングスの社内取締役及びグループの中心会社である株式会社ワコールの取締役のみ、ストックオプションの付与対象者としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期の報酬総額

	報酬等の総額	基本報酬	ストックオプション	賞与
取締役報酬(5名)(社外取締役を除く)	313百万円	230百万円	43百万円	40百万円
監査役報酬(2名)(社外監査役を除く)	38百万円	38百万円	―	―
社外役員(8名)	46百万円	46百万円	―	―

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額

	報酬等の総額	基本報酬	ストックオプション	賞与
塚本能交	164百万円	126百万円	20百万円	17百万円((株)ワコールホールディングス 代表取締役会長)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度では、固定報酬である「基本報酬」と各事業年度の業績に連動する「業績賞与」及び中長期インセンティブである「株式報酬型ストックオプション」により構成されております。業務執行から独立した立場である独立社外取締役及び監査役は、固定報酬である「基本報酬」のみとしております。

＜基本報酬＞
基本報酬については、各役位に応じて設定する設計としております。また、同一職位においても過年度における経営への貢献に応じて、一定の範囲で増額が可能とする仕組みとしております。報酬水準については、毎年、外部機関による報酬調査結果をもとに、同業種あるいは同規模の他企業の報酬水準レンジとの妥当性の検証を行い、当社の業績や規模に見合った水準を設定しています。
取締役の基本報酬は、役員報酬諮問委員会での審議、決議を経て取締役会で決定し、監査役の基本報酬は、監査役の協議により決定します。

＜業績賞与＞
業績賞与は連結業績との連動度合いを高めるため、単年度の連結営業利益の基準値に対する達成率を基本とした上で、その他の業績等を加味し賞与総額を決定しています。連結営業利益の基準値は過去の実績等を参考に135億円と設定しております。
業績賞与の額は、役員報酬諮問委員会での審議、決議に基づき取締役会にて確定し、株主総会決議にて決定しています。
なお業績賞与の算定方式については、より透明性の高い制度への見直しを継続的に行っていく予定です。

＜株式報酬型ストックオプション＞
株式報酬型ストックオプションは、役員報酬諮問委員会の答申に基づいて決定された基本報酬月額及び株式公正価値を基に、取締役会の決議にて定められます。

基本報酬の額については、2005年6月29日開催の第57期定時株主総会の決議により、取締役の報酬額(使用人兼務取締役の使用人給与を含まない)は年額3億5,000万円以内、監査役の報酬額は年額7,500万円以内と定めています。なお、決議時の取締役の員数は7名でした。業績賞与の額に関しては、各年度の定時株主総会において、各事業年度の業績に応じて決定した支給額の決議をいただいております。また、ストックオプションの額については、2008年6月27日開催の第60期 定時株主総会の決議により、年額7,000万円を上限としています。なお、決議時の取締役の員数は8名でした。

基本報酬、業績賞与、ストックオプションの比率は下記の通りとなります。
基本報酬71%；業績賞与18%；ストックオプション11%
（業績賞与の算定が基準値通りの場合）

また、役員退職慰労金制度は、2005年6月29日開催の第57期定時株主総会の日をもって廃止しました

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営企画部より、取締役会議案の事前配布及び重要項目の事前説明を実施しています。
監査役に対しては、監査役会事務局を設置しており、社外監査役も含めてサポートする体制をとっています。なお、社外監査役に対する取締役会議案の事前説明は、社内監査役より行っています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．現状の体制の概要
当社は、持株会社として、グループ会社におけるコーポレート・ガバナンスの確保のため、監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監視を行っております。
取締役会は、客観的な観点による監督と経営判断を行うため、3名の社外取締役を含む7名（うち女性1名）にて構成しており、監督機能の強化と意思決定の向上を図っております。また、経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図っております。
取締役会による監督機能に加え、監査役会は、3名の社外監査役を含む5名にて構成しており、経営に対する監視・監督機能の強化を図っております。

当社は、持株会社として、次の業務執行、監査・監督の体制によりグループ統制を図っております。
・取締役会は、取締役会規則に基づき、定例取締役会を毎月開催し、加えて必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営方針、経営戦略などの重要な業務に関する事項や法令、定款で定められた事項の決定を行っております。また、取締役及び主要な経営メンバーで構成するグループ経営会議を設置し、グループ経営戦略やその他の主要な経営課題に関する事項の検討、並びに取締役会での審議事項の事前審査を行っております。
・監査役会は、監査役会規則に基づき、定例取締役会に連動する形で毎月開催し、加えて必要に応じて臨時監査役会を臨時開催し、監査報告の作成及び監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定を行っております。
・取締役に対する指名・昇格・報酬については、独立社外取締役の岩井恒彦氏を委員長とし、社外取締役が半数を占めるメンバーで構成する「役員指名諮問委員会」及び「役員報酬諮問委員会」を設置して検討し、決議事項を取締役会に答申しております。前者は1月の取締役会開催日の開催を原則とし、後者は4月、7月、2月の取締役会開催日の開催を原則とし、各委員会は委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議とすることで、透明性と公平性の高い運営を行っております。
・独立役員を中心としたメンバーで構成する独立社外役員会議では、取締役会に関する意見交換を通じて、取締役会の評価を実施しております。また、その内容を取締役会に答申後、コーポレートガバナンス報告書で情報を開示しております。
・コンプライアンス体制を整備し、ワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題の検討、企業倫理の浸透と啓発、ワコールグループの経営上のリスクの統括管理を実効的に推進するため、当社に代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しております。
・当社は有限責任監査法人トーマツとの間に、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。2019年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下の通りです。
業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員　業務執行社員　：　新免和久、酒井宏彰、中嶋誠一郎
会計監査業務に係る補助者の構成　：　公認会計士11名、公認会計士試験合格者6名、その他12名

2．社外取締役の機能および役割
当社の社外取締役は、国内外の文化芸術分野において広く活躍するもの及び経営者として豊富な知見と経験を有するものが就任しており、各分野での豊富なキャリアと専門的な知識に基づいた客観的、中立的な助言によって取締役会の意思決定の適正性を向上させる役割を担っております。

3．監査役の機能強化に係る取組み状況
監査役につきましては常勤監査役2名、社外監査役3名の体制の下、適法性監査のみならず妥当性監査の領域にも踏み込んだ監査を行っています。定例監査役会は定例取締役会に連動する形で毎月開催し、加えて必要に応じ随時臨時監査役会を開催しています。監査の実施にあたっては年間の監査計画に基づき主として常勤監査役が中心となり分担を決め進めています。その際、監査役は、監査室に対し、監査業務に必要な事項を要求することができるものとしています。また、会計監査につきましては会計監査人と連携して適正な監査の遂行に努めています。
常勤監査役のうち1名は、過去に経理部門に従事した経験から財務・会計に関する知見を有する者を選任しています。また、社外監査役3名は、財務・会計に関する高い知見を有する公認会計士、当社から独立した弁護士、及び金融業界における長年の経験と経営者としての豊富な見識を有するものが就任しており、各々高い独立性を保持しつつ、かつその有する知識、経験により監査体制の強化を図っています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、各事業に精通した社内取締役と多様なキャリアを有する社外取締役で構成する取締役会と社外監査役を含む監査役会によるガバナンス体制を採用しています。当社はこのガバナンス体制が、持株会社としてグループ会社各社における業務執行の監督・監査を実施し、より良質な経営を実現・維持するために有効であると考えています。以上が、現状のガバナンス体制を採用している理由であります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案の検討期間を十分に確保できるように、法定では2週間前のところを、3週間以上前に発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月29日開催の第68期定時株主総会より、電磁的方法（パソコン、スマートフォン、タブレット端末）による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月29日開催の第68期定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」に参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英文（全文）は東京証券取引所に提出しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、「情報開示の基本方針」を2015年に制定し、当社ウェブサイトにて公表しています。 https://www.wacoalholdings.jp/ir/governance/guideline.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が主催する説明会等に年間6回程度参加するほか、当社ウェブサイトを利用して情報を発信しています。また、より一層当社への理解を深めてもらえるよう、「企業勉強会」や「会社施設見学会」を適宜開催しており、2018年12月には北陸工場見学会を実施しました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内においては、本決算および第2四半期決算発表に合わせて年2回、代表取締役社長による説明会を開催しています。また、2018年6月には、ワコール事業（国内）の成長戦略をテーマにした説明会を開催しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家の定期的な個別訪問・来社に対応しています。また、証券会社主催のカンファレンスに年に数回参加しています。そのほか、欧州、アジアの機関投資家を対象に、当社の業績および経営戦略を説明するため、取締役が個別訪問形式で開催しています。（米国についても、同様に、2019年以降定期的な個別訪問形式での開催を行う予定です）	あり
IR資料のホームページ掲載	法定および任意の開示資料（株主総会招集通知、有価証券報告書（四半期報告書）、適時開示資料、決算短信（四半期財務・業績の概況）、統合レポート、月次店頭売上などの業績先行指標など）を掲載しています。また、本決算および第2四半期決算発表に合わせて開催する代表取締役社長による説明会の動画配信を行っているほか、四半期ごとの決算プレゼンテーション資料を和文・英文で掲載しています。 https://www.wacoalholdings.jp/ir/library/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR・広報室が担当しています。また、IR担当役員は取締役副社長の山口雅史です。	
その他	年に2回の定期的な説明会のほかに、逐次、個別事業や重要テーマに特化した説明会や、会社施設見学会、個別訪問を実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業倫理・ワコールの行動指針」を定め、“ワコールと事業活動”、“ワコールと社会”の章で、ステークホルダーの立場の尊重を規定しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	IR・広報室にCSR担当部署を設け、グループのCSR活動を積極的に推進し、CSR報告書とアニュアルレポートを統合したレポートを年1回発行しています。環境活動については、グループの中心会社である株式会社ワコールがISO14001を認証取得し、環境委員会を中心に実践的に取り組んでいます。また、乳がん撲滅のための啓発活動「ピンクリボン活動」の支援も積極的に行っています。さらに、京都服飾文化研究財団を人的、資金的に支援しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「企業倫理・ワコールの行動指針」を定め、ステークホルダーが必要としている情報の適時・適切な情報開示の意識の徹底を図っています。 情報開示についての基本方針を定め、ステークホルダーに対する情報開示を積極的に行っています。
その他	当社は2001年に「女性共感企業」を宣言し、女性の気持ちや感性を大切にして、すべてのビジネスプロセスにおいて女性に共感し、共鳴される企業を目標にしています。真の「女性共感企業」の実現に向けて、女性社員が様々な場面においてさらに活躍できる会社にするために、女性が活躍できる機会の提供や人材育成面・人事制度上の課題を明確にし、解決する取組みを進めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況については以下のとおりであり、当社取締役会でその内容を決議しております。

<業務の適正を確保するための体制>
（取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制）
・当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「ワコールグループ」といいます。）の取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するため、「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」を制定しています。
・コンプライアンス体制を整備し、ワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題の検討、企業倫理の浸透と啓発、ワコールグループの経営上のリスクの統括管理を実効的に推進するため、当社に代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当し、ワコールグループ全体に対する企業倫理およびリスク管理の対応を行います。
・ワコールグループの取締役・使用人が「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」に違反するおそれのあるコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに法務・コンプライアンス部へ報告できる体制となっています。この体制には内部通報制度（企業倫理ホットライン：法務・コンプライアンス部および外部法律事務所が窓口）も含まれます。報告・通報を受けた法務・コンプライアンス部は内容を調査し、担当部門と協議のうえ再発防止策を決定します。重要な問題については企業倫理・リスク管理委員会へ付議し、審議結果を取締役会・監査役会へ報告します。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）
・取締役会の承認の下、「文書管理規程」を制定しており、これにより、次に定める文書（電磁的記録を含むものとします。以下、同じ。）を関連資料とともに保存します。
株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録、取締役を最終決裁者とする書類等、その他「文書管理規程」に定める文書
・前項に定める文書の保管期間及び保管場所は「文書管理規程」に定めるところによりますが、保管期間は少なくとも10年間とします。取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できます。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）
・ワコールグループの経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備・強化するために、代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当します。
・リスク管理体制の基礎として、企業倫理・リスク管理委員会は取締役会の承認の下、「リスク管理基本規程」を定めています。企業倫理・リスク管理委員会は、同規程をもとにリスクカテゴリー毎の責任体制を明らかにし、ワコールグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するリスク管理体制を構築します。
・企業倫理・リスク管理委員会はワコールグループ全体のリスク管理体制の運営状況を定期的に取締役会へ報告を行います。

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）
・取締役の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は独立社外取締役とします
・取締役・使用人が共有するワコールグループ横断的な中期経営計画を策定し、これに連動した部門毎の中期及び短期の活動方針と業績目標の設定を指示し、確認します。
・ワコールグループ各社の業績は月次単位で把握し、取締役会へ報告します。また、四半期毎に四半期業績確認会、グループ戦略会議を開催することにより業績及び施策の実施状況を確認し、目標に未達の場合はその改善策を検討し、必要に応じて目標の見直しを行います。

（当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）
・「グループ会社管理規程」を制定しており、グループ会社の管理の基本方針を定めるとともに、当社取締役会で決裁する事項及び当社へ報告すべき事項を定め、この規程に従いグループ会社管理を行います。
・グループ会社間の取引は、公正で、法令・会計原則・税制に適合したもので行います。
・監査室はコンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・運営状況の監査を含めてグループ会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会及び管轄部門に報告するとともに、グループ会社に対して上記に関わる指導・助言を行います。
・主要な子会社では執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、適正かつ効率的な体制を構築します。
・外国の子会社については、各国の法令等を遵守し、合理的な範囲で本方針に従った体制とします。

（監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項）
・監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができます。
・監査役補助者については専任とします。また監査役補助者の実効性と独立性を確保するため、その任命・評価・人事異動・懲戒等、人事に関する決定には、監査役の同意を必要とします。

（取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制）
・ワコールグループの取締役は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。
・ワコールグループの使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に直接報告することができます。当該報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いは受けません。
・ワコールグループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を報告することにより、監査役の監査が実効的に行われることを目指します。
グループ経営会議に付議された事項
月次、四半期のグループ経営状況
内部監査結果
内部通報制度への通報の状況
上記の他重要な事項

（その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制）
・監査役の過半数は独立社外監査役とし、経営の透明性・中立性を高めます。
・監査役は監査室所属の使用人に対して監査業務に必要な事項を要求することができます。また監査役の職務に必要な費用は会社に請求できます。
・監査役は取締役会に出席する他、ワコールグループの主要な会議に出席することができます。

・監査役は監査室及び会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、報告を受けるとともに意見交換を行います。
・監査役会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができます。

<「業務の適正を確保するための体制」運用状況の概要>
(取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制)
・コンプライアンス体制を具体的に整備・運営するためにコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は四半期毎に開催し、コンプライアンスの啓発や内部通報された案件に関する検討等を実施しました。
・法務・コンプライアンス部では、社員への啓発活動として階層別の集合教育やe-ラーニング等を継続して実施しました。また、海外グループ会社に対する啓発活動や外部企業倫理ホットラインの拡大といった内部通報制度の充実に取り組んでいます。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)
・「文書管理規程」に定める書類は、「文書管理規程」に基づいて適切に保存されており、取締役及び監査役は適時閲覧することができます。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)
・企業倫理・リスク管理委員会では、リスクの把握と対応策の実施状況のモニタリングを行い、四半期毎に取締役会へ報告しました。
・2018年4月より企業倫理・リスク管理委員会傘下にＣＳＲ調達委員会を設置し、グループの調達方針として、人権・労働慣行・環境や倫理などの社会的要求事項への配慮を重視する企業との取引を推進することなどを定めた「ワコールグループＣＳＲ調達ガイドライン」の仕入先様の遵守状況について、仕入先様の自己評価によるモニタリングに始まり、分析・評価フィードバック、是正・改善計画、フォローアップという、一連のサイクルを機能させる取り組みを開始しました。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)
・取締役7名のうち3名を独立社外取締役とし、透明性の高い意思決定を行っています。また2015年4月に「役員の選任基準」「社外役員の独立性基準」を定めました。
・2020年3月期を初年度とするワコールグループ中期経営計画について検討・立案しました。
・四半期業績確認会、グループ戦略会議を四半期単位で開催し、業績及び施策の実施状況の確認と検討を行いました。

(当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)
・子会社の決裁・報告事項は、「グループ会社管理規程」に基づいて適正に運営しています。
・監査室は年度毎の監査計画を定め、当社及び国内外の子会社を対象に、業務監査及び内部統制監査を実施しています。

(監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制)
・現在、監査室は、監査役の求めに応じて適時その職務の補助を行っており、また、 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められておりませんので、監査役補助者は任命されておりません。

(取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)
・監査役は主要な会議に出席して付議事項や経営状況について報告を受けています。また内部監査結果や内部通報制度に通知のあった事案についても適宜報告を受けています。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制)
・監査役5名の内3名は独立社外監査役とし、監査の実効性を高めております。
・会社は、監査役がその職務に必要な費用の全てを負担しております。
・監査役は、取締役へのヒアリング、国内外子会社往査などを行いました。またグループ監査役会議を主宰し、国内子会社監査役から定期的な報告を受けました。
・監査役は、会計監査人、監査室と定期的及び必要な都度、情報交換や意見交換を実施しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「企業倫理・ワコールの行動指針」において反社会的勢力の要求は毅然として拒否することを定めています。また反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は2018年4月26日の取締役会において、2018年6月28日当社株主総会の終了時をもって、継続しないことを決議しました。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1．適時開示に係る基本姿勢について
当社は、「社会によって生かされている」「商売の正道を歩み、正々堂々と経営にあたる」といった創業者、現経営トップによる経営の原点となる考え方の下、これを全役員･従業員の企業活動全般にわたる具体的な規範とするために企業倫理規程「ワコールの行動指針」を制定しています。
そしてこの行動指針を全員が共有するため、管理職を対象とした企業倫理実践研修を行い、また一般社員に対しては管理職社員による指導を行なっています。この中、情報開示に関する記述内容は次のとおりです。
･「ワコールにとって都合の良い情報だけを公開し、都合の悪い情報は隠すといった行為は、透明性を失い、投資家を誤った判断に導くことになります。」
･「ワコールは、金融商品取引法に定められた重要事実をはじめ、ステークホルダーが必要としている情報を、株価の作用にかかわらず、適時、適切に開示します。経営に関する情報の透明性を高めることで、信頼を確保します。」
･「業務中に知り得た重要情報を、たとえ親族であっても第三者に伝えてはいけません。また、事実が公表される前に株式などの取引を行うこと（インサイダー取引）は厳に禁止されています。」

2．適時開示に係る社内体制と運営について
当社において、適時開示を必要とする重要な財務情報、非財務情報については、以下の運用を行なっています。
（1）当社における適時開示情報の識別
･金融商品取引法に基づく法定開示事項 及び 証券取引所適時開示規則に基づく重要事実
･開示する必要があると判断される重要な情報（投資者が投資決定をする上で重要であると合理的に予見される情報）
（2）社内体制
経営企画部、IR･広報室、経理部、総務･資産管理部、法務･コンプライアンス部を適時開示情報に係る情報管理担当部門としています。これらの担当部門は、社内に定めた「情報開示についての基本方針」に従い、該当する事実の決定後または発生後、すみやかに開示を行なっています。
決算に関する情報については、取締役会による承認後、同日中の開示を原則としています。子会社において決定又は発生した事実に関しては、子会社代表者を通じ、これを経営企画部が掌握し、同様の手続きにより開示を行なっています。
ここで経営企画部は当社における重要な方針などの決定や決算業務における情報を統括し、IR･広報室、経理部、総務･資産管理部とともに発生事実に係る情報を統括しています。また法務･コンプライアンス部は法的な側面から各種情報の重要性を判断するとともに、これら情報開示にあたり東京証券取引所および金融庁との間の窓口を務めています。
なお当社では情報開示の適正性を判断するため、社長直轄の監査室を設置し、適時開示に係る社内体制の充実を図っています。

適時開示に係る社内体制

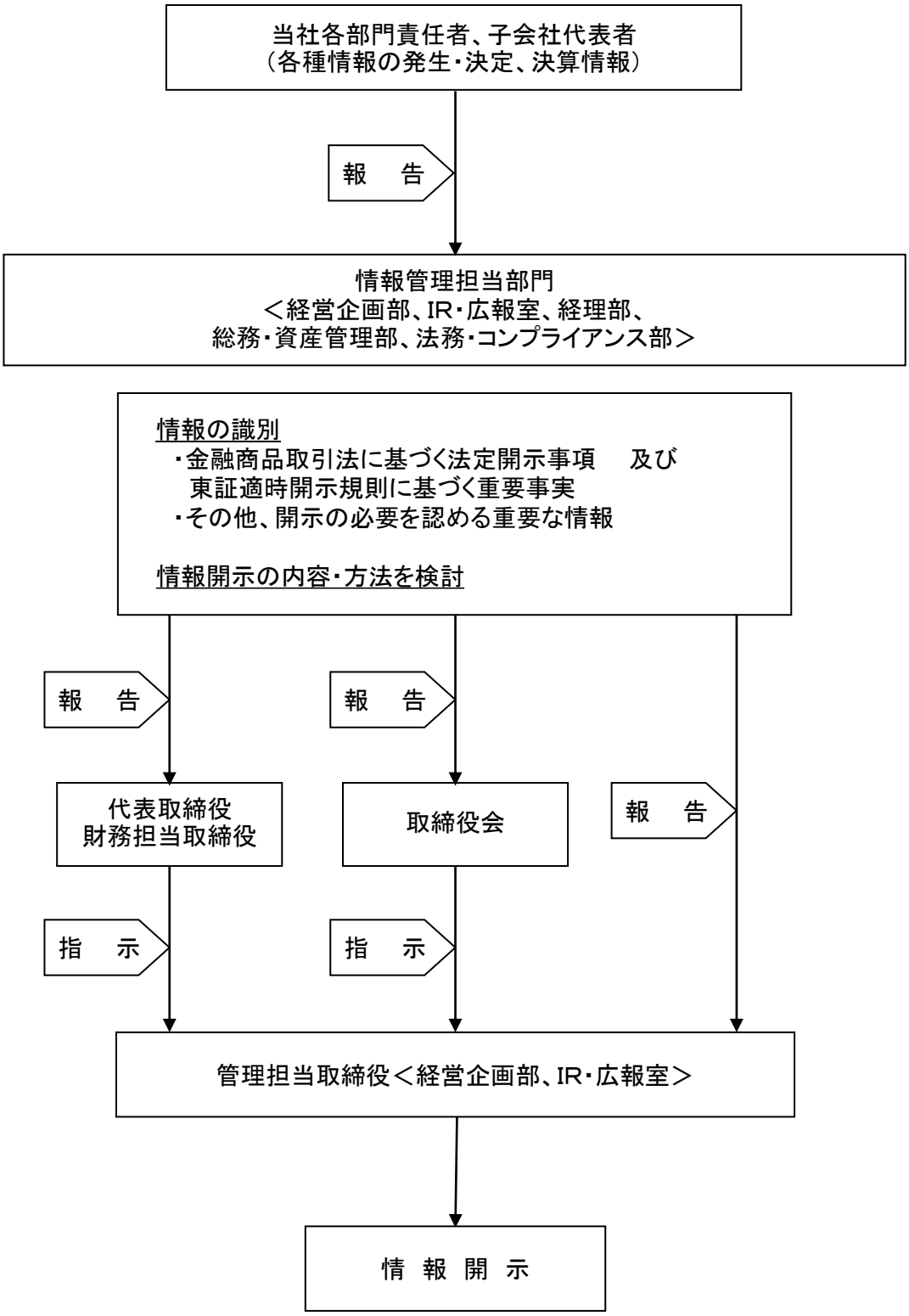

当社グループのコーポレートガバナンス体制及び内部統制体制の模式図は次の通りです。

